

君津中央病院企業団議会

令和2年3月定例会会議録（第2号）

日時 令和2年3月26日（木）午後3時00分開議

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 渡辺厚子、3番 田中幸子、4番 小倉靖幸、5番 橋本礼子
7番 永井庄一郎、8番 福原敏夫、9番 小泉義行、10番 小国 勇、11番 笹生典之
12番 杉浦弘樹

欠席議員

6番 中川茂治

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

人事課主幹 國見規之

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 田中 正、代表監査委員 金網房雄、監査委員 磯貝睦美、病院長 海保 隆
専務理事 高橋功一、事務局長 小島進一、事務局次長兼経営企画課長 石黒穂純
庶務課長 相原直樹、人事課長 石井利明、医事課長 重信正男、管財課長 佐伯哲朗
財務課長 竹下宗久、病院長代理 畦元亮作、副院長兼学校長 氷見寿治、副院長 須藤義夫
分院長 田中治実、地域医療センター長 八木下敏志行、医療技術局長 児玉美香
看護局長 遠山美智子

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑、討論、採決)
- ・議案第2号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑、討論、採決)
- ・議案第3号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑、討論、採決)
- ・議案第4号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑、討論、採決)
- ・議案第5号 君津中央病院企業団企業職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

- の制定について
(質疑、討論、採決)
- ・ 議案第6号 令和元年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算 (第2号)
(質疑、討論、採決)
 - ・ 議案第7号 令和2年度君津中央病院企業団病院事業会計予算
(質疑、討論、採決)
 - ・ 議案第8号 損害賠償の額の決定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
 - ・ 議案第9号 損害賠償の額の決定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
 - ・ 議案第10号 令和元年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算 (第3号)
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
 - ・ 議案第11号 令和2年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算 (第1号)
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)

(午後3時00分開議)

<議長>

皆さん、こんにちは。

本日はご多忙のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員数は11名でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を致します。

本日、企業長より追加議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

なお、追加議案については、お手元に配付のとおりでございます。

続きまして、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付してございますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、議長から3番、田中幸子議員と12番、杉浦弘樹議員を指名いたします。

日程第2 議案の審議

日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第1号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第2号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

この企業長のご判断、経営状況の責任を鑑みてということでもありますけれども、これまで中央病院の歴史の中で同様の案件というのは、こういった形で責任者が給与の減額という形の判断をした事例というのは過去にございましたでしょうか。

<議長>

石井人事課長。

<人事課長>

ただいまの渡辺議員のご質問にお答えいたします。

当企業団では、特別職、企業長1名となっておりますが、過去に企業長の給与の減額をした例は今のところ、ございません。

<議長>

渡辺委員。

< 2番 渡辺厚子議員 >

管理職、その他の管理職の場合、事例というのはありますでしょうか。

<議長>

石井人事課長。

<人事課長>

企業長以外、一般職の職員となりますが、現在は管理職の職員も減額等はしておりませんが、この4月から管理職手当の減額を行う予定になっております。過去にも、管理職手当の減額につきましては過去数年、もう10年ぐらい前ですけれども、もうやめて3年、4年ぐらいたつんですが、やった事例はありまして、今回の企業長の給与の減額に併せまして、一般職の管理職の手当の減額を4月から1年間やることになりました。

以上でございます。

<議長>

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決を致します。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第3号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決を致します。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第4号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 君津中央病院企業団企業職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決を致します。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第5号 君津中央病院企業団企業職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和元年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決を致します。

議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第6号 令和元年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和2年度君津中央病院企業団病院事業会計予算を議題といたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決を致します。

議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第7号 令和2年度君津中央病院企業団病院事業会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第3 追加議案の上程及び審議

日程第3、追加議案の上程及び審議を行います。

本日、追加上程の議案は4件でございます。

朗読については省略したいと思いますので、ご了承願います。

追加上程の4議案について一括して提案理由の説明を求めます。

田中企業長。

<企業長>

それでは、本日、定例会に追加提案いたしました4議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第8号及び第9号の損害賠償の額の決定については、医療行為の損害賠償について、地方公営企業法第40条第2項及び君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により適用する地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を得ようとするものです。

次に、議案第10号 令和元年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第3号）については、議案第8号及び第9号でお示しした賠償金を経費に計上することにより、収益的支出の増額補正を行うものです。

最後に、議案第11号 令和2年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）については、議案第10号の議決により令和元年度の年間収支額に変更が生じるため、令和2年度の資本的収支不足額の補てん財源を補正するものです。

以上で提案理由の説明を終了いたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりました。

引き続き、追加の4議案について一括して事務局の補足説明を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、追加議案の補足の説明を申し上げます。

初めに、議案第8号 損害賠償の額の決定について、補足の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、本日、お手元に配付いたしました追加議案書の1ページをご覧ください。

本件は、平成23年7月14日に当時75歳の男性の脳動脈瘤に対する脳動静脈奇形摘出術を施行、その後、平成24年6月13日に当院から他院へ転院、平成24年9月8日に転院先の医療機関にて死亡した患者に関するものです。

平成26年6月24日に遺族から東京地方裁判所に5,000万円余りの損害賠償を請求する訴訟が提起され、係争しておりました。当院では、適正な医療を行ったものと認識しており、裁判においても、その旨を主張しておりましたが、裁判所が選任した医学的知識を有する3名の鑑定人のうち1名が手術手技に対して不適切と鑑定いたしました。その後、原告側から損害賠償の請求金額について700万円、500万円と2度の変更があり、このたび、裁判所から300万円での和解勧告が示されましたので、鑑定の結果も踏まえ、和解しようとするものでございます。

次に、議案第9号 損害賠償の額の決定について、補足の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、本日、お手元に配付いたしました追加議案書の2ページをご覧ください。

本件は、平成26年9月1日に当時57歳の女性に対し脳動脈瘤に対するコイル塞栓術を施行した際、空気塞栓による脳梗塞を発症し、重度の右片麻痺及び失語の後遺症が残存した患者に関するものです。

同年12月22日に、原因を究明するため医療事故調査委員会を開催し、術中の造影剤注入の際に、何らかの原因で空気が混入してしまったとの見解に達しました。

その結果を踏まえ、医療事故と捉え、当院が契約している損害保険会社と協議の結果、平成28年6月7日に当院から9,636万9,073円の示談金を提示いたしました。相手側はこれを不服とし、双方が代理人の弁護士を立て、示談交渉を進めてまいりました。平成29年3月27日に相手側より3億7,000万円を超える示談金が提示され、その後、平成30年3月15日に相手側の主張する示談金の変更があったものの、その金額は2億1,000万円を超える額が提示されました。当院の提示した金額と相手側の主張する金額の差が大きいため、同年5月7日に第一東京弁護士会仲裁センターへ、

裁判ではない、裁判外紛争解決手続の申出を行い、双方の代理人弁護士に中立的な弁護士を加え、3者による話し合いが行われ、その結果、8,500万円の和解金が提示されました。提示された和解金のほかに、自宅改修費、助手席リフト機能付き特殊車両購入費、家族が面会に要した交通費など、既に当院から相手側に支払っていた額1,327万4,779円を加えた9,827万4,779円で和解をしようとするものです。

次に、議案第10号 令和元年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第3号）について補足の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、本日、お手元に配付いたしました提出議案説明資料の1ページをご覧ください。

枠囲いの中をご覧ください。今回の補正は、ただいま説明いたしました議案第8号及び第9号でお示しした2件の医療事故を和解するに当たり必要となる賠償金を計上しようとするものです。

1、本院事業費用の項に示す表の右端列、説明欄をご覧ください。当初予算で賠償金は100万円を計上しておりましたが、議案第8号に係る賠償額300万円と議案第9号に係る賠償額9,827万4,779円との合計額1億127万4,779円の支払い義務が生じることにより不足する1億27万5,000円を増額するものです。

2、年間収支をご覧ください。今回の補正により本院の年間収支は、8億6,915万円の損失見込みとなるものです。

資料の2ページは、今回の補正を含む本院の収支説明資料となります。補正の対象となる箇所には、備考欄にコメントを付しております。併せてご覧ください。

次に、議案第11号 令和2年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）について補足の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、本日、お手元に配付いたしました提出議案説明資料の3ページをご覧ください。

枠囲いの中をご覧ください。この補正は、令和元年度補正予算（第3号）の議決により、年間収支に変更が生じるため、資本的収支不足額の補てん財源の内訳を補正しようとするものです。

1、資本的収支不足額の補てんの項の2つの表のうち、上の表は、補正前の資本的収支不足額の補てん財源の内訳を示しております。表の中の下線を付した欄をご覧ください。ここに掲げる数値は、令和元年度から令和2年度への損益勘定留保資金の繰越額を示すものですが、令和元年度補正予算（第3号）により、令和元年度の損失見込額が1億円強拡大することにより、令和元年度から令和2年度への損益勘定留保資金の繰越額がなくなるため、令和2年度君津中央病院企業団病院事業会計予算第4条に記した補てん財源から、過年度分損益勘定留保資金の分を削るものです。

この補正後の資本的収支不足額の補てん財源の内訳は、下の表で示すとおりとなります。表の下の※印に記します補てん財源の不足額は、今回の補正により拡大することとなりますが、当初の説明のとおり、これも含めて一時借入金により措置することとしております。

なお、補正予算の議案書の15ページ以降には、キャッシュ・フロー計算書及び貸借対照表を添付しておりますが、こちらは令和元年度補正予算（第3号）の議決により、令和元年度の期末残高及び令和2年度期首現金残高が変わること、さきに予算の注記で訂正させていただきました令和2年度実施予定のガスコージェネレーション設備更新のためのファイナンス・リース取引に係る消費税の表記の見直しに伴う差し替えでございます。

以上、本日、追加いたしました議案第8号から議案第11号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりましたので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

議案第8号 損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

当然、病院は、何か失敗したときには保険に入っているものですけど、どのぐらい入ってたんですか。

<議長>

小島事務局長。

<事務局長>

事故当時に加入していた損害賠償は、1件につき1億円を限度額としている賠償責任保険に加入しておりました。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

そうすると、九千何百万円、裁判で負けたとしても、一応病院に対しては実害はなかったと考えてよろしいか。

<議長>

小島事務局長。

<事務局長>

保険金の支払いにつきましては、病院のほうで一度立替払いを致しまして、その後、保険会社から病院のほうへ入金されるような仕組みとなっております。ですから、ほぼ全額が保険から担保される予定となっております。

<議長>

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑はないようですので、討論を省略し、採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決を致します。

議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第8号 損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号 損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

じゃ、2番目のやつは9、800万円という、結構大きな額だと思うんですけど、要するに何か失敗したから、結局払うんでしょけど、これはどういう経過で、こういうふうな結果が分かったんですか。塞栓術で失敗したと、空気入れちゃったというのは、誰かが言わないことには分かんないですよ、被害者は。どうして分かったんですかね、一つ説明を。

<議長>

小島事務局長。

<事務局長>

先ほど説明の中で触れさせていただきましたが、結果につきましては、当院で開催いたしました医療事故調査委員会で確認されました。この患者様のご家族から、重度の片麻痺が残ったものですから、医療事故ではないのかという申出がございまして、症状が改善されない場合は損害賠償の請求をするという申出があったものでございます。

<議長>

よろしいですか。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

普通は、相手方の被害者のほうがいろいろ調べたり、弁護士さん入れたりして、その額を出してくるんでしょうけど、これだと、この病院が自分たちで、こうこう、これこれの失敗をしたんだということを相手方に教えて、そこから損害額が引き出されたと、そう考えてよろしいんですね。

<議長>

小島事務局長。

<事務局長>

そのとおりでございます。

(「ああ、そう」の声あり)

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

普通、普通、僕なんかだったら、隠しちゃうんですけどね、当然ね。だけど、ここは非常に正直っていうか、そういうことでやってるのは、またやり方なんでしょう、いいと思いますけど、何か失敗するってことは必ず手術には付き物なんですから、やっぱりどこかで容認するか……。

保険入って、1億円入ってますから、みんな1億円って、すぐ言います。大体、請求してくるなら1億円で請求してくるでしょうから、それで解決するんでしょう。だけど、自分のほうから白状するってのも、何か、おかしいっていえばおかしいし、正しいといえば正しいし、よく分かりません。一応、僕は隠す立場にいるもんですから、そういうことでちょっとどうなんだかと聞いたわけです。答えはいいですよ。

<議長>

ほかに質疑は……

(「はい」の声あり)

<議長>

田中企業長。

<企業長>

時代とともにですね、やはり変わってきてまして、これはもう10年以上前、もっと前かもしれませんが、医療上で何か事が起きたときは、いわゆる合併症というカテゴリーももちろんありますけれども、自分たちがある程度予想しなかったことが起きたときは、これは自分たち自らですね、いろいろ調べる、そして検討して、もし何かがあれば、それはそのまま、やはり記録に残しておくというのが今の

やり方でございます。

ですから、隠すというのは、隠して、そのまま何もなければいいというわけではなくて、それがやはり今後の医療の安全性とか、そういうものにつながりますし、また隠して、それが分かったとき、これが一番最悪の状態になります。

ですから、もう今は包み隠さず、自分たちからいろいろと検討して、そして、こういうミスがあれば、公表というのは一つかもしれないというような、そういうところを明確にするというのが流れでございます。

(「関連して」の声あり)

<議長>

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

石井先生のように医療のことは詳しくございませんが、今回、第9号のほうでは空気が混入してしまったということのようなんです、事故調査委員会で詳しく調べたときに、これに類する事例というのは過去にも起こり得るリスクがすごく高い案件だったのか……、何ていうんですかね、ヒューマンエラーとしてはなかなか起こり得ない部類の案件だったのか、そこら辺は、専門的なことを説明いただいても、ちょっと分かりにくいんですが、これは注意をすれば、もう二度と同じような事例は起こらないというような案件だったのか、お答えいただくのは難しいでしょうかね。

<議長>

海保病院長。

<病院長>

すみません、私が院長になる前の事例で、私も脳外科の専門じゃないので、詳しいことはちょっとまと言えませんが、私が聞いた範囲では、院内事故調査委員会では、空気塞栓、空気の入ったのは事実だけでも、どうして空気が入ってしまったか、結局分からなかったと聞いております。

なので、本来であれば、二度とそういうこと起きないように、予防につなげなければいけないところですが、この件に関しては、その事故調査委員会でも、どうして空気が入ってしまったか、分からなかったというふうに聞いております。

<議長>

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

笹生議員。

<11番 笹生典之議員>

今回の示談については1億円の賠償金額、いわゆる保険会社が補償する額の範囲内で収まったといった形で、それは病院にとっても実害というかですね、マネジメント的にはそんなに大きなあれはなかったのかなと思います、将来的な話という形で、今回、この被害というか、医療事故に遭われた方は57歳の女性の方、やはり賠償額というのは、その方の年齢であったり、もしくはその方の仕事の内容、いろんな年収関係、そういったものに大きく左右されるわけなんです、今後、この賠償額、保険の見直しですね、そういったものも、今回の事例を踏まえて、今後検討されていくのか。

1億円というのが高いか安いかは別として、賠償額というのは今後、その方によっては2億円、3億円、そういったことも考えられると思うんですが、その辺の検討はされているのか、お伺いします。

<議長>

小島事務局長。

<事務局長>

議員ご指摘のとおり、近年、この損害賠償額も高額の事例も発生しておりますので、当院では現在、限度額を上げまして、現在は1件につき1億5,000万円の賠償保険に加入しております。

<議長>

笹生議員。

<11番 笹生典之議員>

保険料がどのぐらいなのか、分からないんですけども、賠償の金額に対して、保険料というのは、大体1億円当たり幾らぐらいなのでしょう。

<議長>

小島事務局長。

<事務局長>

1億円当たりといいますか、今現在、病院で加入しております、様々な損害賠償を含めた病院賠償責任保険というものに加入しておりますが、現在の保険、支払っている保険料は約1,650万円でございます。

<議長>

海保病院長。

<病院長>

追加ですが、大抵、こういう訴訟のときは病院が訴えられるんで、病院のほうで賠償金を払っていたかという形になっておりますが、個人が訴えられる場合もあります、医者個人、医師個人が。あとは、もう一つは、病院の賠償保険だけでは賄い切れない額に決まることがあるので、我々も実は個人で医師賠償責任保険入ってます。それに入っているのは1件5億円で年間保険料掛け捨て4万円ぐらいです。

<議長>

笹生議員。

<11番 笹生典之議員>

病院全体の賠償保険、算定基準がいろいろ複雑だと思いますんで、一概に、じゃ、これを5億円にしたほうがいいんじゃないかということも、ちょっとなかなか言いづらいんですが、リスクヘッジという面です、ないことがまず前提で、まず、それはあれですが、医療の進展に伴って、また様々なケースも想定しながら、企業団としてのリスクヘッジといった観点で、また保険のほうもですね、今後も事例ごとに検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

<議長>

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決を致します。

議案第9号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

賛成全員であります。

議案第9号 損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号 令和元年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

補正でいいんですね。

<議長>

今のことについての補正ですね。

<1番 石井 勝議員>

10号について、補正ですよ、だからね。

<議長>

そうです。

<1番 石井 勝議員>

そしたら、また繰り返すようですが、委託料についてのことですが、いいですかね、10号が入っているから。

<議長>

8号、9号に対しての、これは補正なんだと思うので……

<1番 石井 勝議員>

じゃ、分かりました。じゃ、引っ込みます。

<議長>

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、討論を省略し、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、採決を致します。

議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員であります。

議案第10号 令和元年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号 令和2年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、討論を省略し、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、採決を致します。

議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員であります。

議案第11号 令和2年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

以上で本日全ての議案を終了いたしました。

ただいま企業長から発言を求められておりますので、これを許可したいと思います。

田中企業長。

<企業長>

それでは、定例会の閉会に当たりまして一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は年度末のお忙しい中、また新型コロナウイルス感染拡大でご心労のところ、ご参集いただきまして、大変ありがとうございました。

議員の皆様から有意義なご意見、ご審議を賜り、本日、11議案につきましてご承認いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

本年度は、昨年9月に大型台風が来襲し、県内に甚大な被害をもたらした上、今般の新型コロナウイルスは、世界的な感染拡大を起こしており、我が国においても予断を許さない状況となり、自然の猛威を思い知らされた年でありました。

一方、見方を変えると、地域の中核病院としての当院の医療機能が発揮された機会でもあったものと考えております。すなわち、台風では、基幹災害拠点病院として、また新型コロナウイルス感染では第二種感染症指定病院としての当院の存在価値を地域の皆様に再認識していただいたのではないかと考えております。

令和2年度診療報酬改定では、目玉施策として、医師等の働き方改革を推進するため、新たな加算が設けられましたが、これは当院にとってプラスの要素と期待しております。そのほかでは、従来の施設基準の取得要件が緩和されたものも見られますが、多くのものは人員の配置に関わるものであり、当院においては大きな課題であります。それらを含め、既に取得している施設基準の維持と、新たに算定可能な診療報酬の精査をただいま行っているところでございます。

令和2年度予算におきましては、従来の高い業務目標を見直し、達成可能な目標値とすることにより、是が非でも達成しなければならないという強い危機感を職員一人一人が持って職務に当たっていかうと考えております。

議員の皆様におかれましては、年度末から新年度にかけてご多忙のことと存じますが、お体に十分ご留意いただきまして、より一層、当企業団へのご理解、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

<議長>

以上をもちまして本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、3時50分から議会議員全員協議会を開きますので、よろしくお願ひいたします。

(午後3時39分閉会)